

関釜裁判ニュース

2007年10月14日発行

第53号

金山「従軍慰安婦」
女子勤労挺身隊
公式謝罪等請求事件

戦後責任を問う
関釜裁判を支援する会

関釜裁判は一九九二年十一月韓国釜山市などの日本軍「慰安婦」被害者と女子勤労挺身隊の十人を原告として、山口地裁下関支部に日本国との公式謝罪と賠償を求めて訴訟した。九八年「慰安婦」原告に一部勝訴判決が出たが、広島高裁で敗訴。二〇〇三年最高裁で棄却決定。現在、戦後補償立法運動と富山での勤労挺身隊訴訟を支援。

不二越訴訟不当判決

事実認定するも、「付言」すらなく

木・丁 (福山)

【遙々・・・富山 聞いた判決は】

九月十九日朝五時、広島・三次・福山の五名で車に乗り合わせ、福山を出発。日本海の潮風と小松空港上空の自衛隊の編隊飛行に出迎えられ、十二時すぎに富山地裁に到着。これまで十四回の口頭弁論がありながら、私自身は今回初めての参加です。福岡の皆さんとも久し振りにお会いでき、傍聴の抽選。三四名の席に対して七九名のところを福山の二名とも当たり、皆さんに恐縮しながら法廷に入らせてもらうことにしました。裁判所前で向かえた原告団は、李

B(イ・B) 団長を先頭に、七名の原告と弁護団が、裁判中に亡くなられた二名と金景錫(キム・ギヨンソク)さんの遺影を胸にゆっくりと歩んでござりました。

午後二時、いよいよ判決。佐藤真弘裁判長は、「原告一名の訴えを却下。二名の請求を棄却する。」と主文を述べ、判決理由に強制連行、強制労働と認定しながら、最後に日韓協定により放棄されたと言い切り、法廷を後にしようとした。この間約五分、「こ」の判決では納得できない。」の声に我にかえったように、「不当判決。裁判長は

帰つていい。恥ずかしくないのか」と皆で声をあげました。



不二越正門前での抗議行動・追悼式を終えて（9月20日）

不当判決抗議

やむなく法廷を出て、玄関前で手の平で地面を叩く原告に叱咤されながら、李団長・金銀植(キム・ウンシク)氏の抗議声明を受け、裁判所に向か、シユプレヒコール。おさまりがたく、記者会見会場の市民プラザに向けデモ行進。「不当判決」「不二越は未払い賃金を払え」と訴えました。

記者会見

午後三時からの記者会見では、立教大学の山田名譽教授、名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を支援する会の高橋共同代表、強制連行・企業責任追及裁判全国ネットの持橋代表、同じく谷川氏、関釜裁判の花房事務局長の話の後、弁護団を代表して島田弁護士が、判決の問題点として、「今回の判決は、事実認定は詳細にしている。西松訴訟の最高裁判決を踏襲しているが、最高裁での企業及び関係者への解決を求める『付言』がない点で、後退している。日韓協定自身の協議内容・解釈を疑う必要がある。

当時の皇民化教育による被害を明らかにする必要がある」と次々と指摘し、弁護団声明を発表。神戸大の五十嵐教授から国際法上の問題点が指摘。遅れて参加された原告が、不二越に対す

る怒りやトコトン闘う決意を表明され、会場は熱気に包まれました。補推協(太平洋戦争被害者補償推進協議会)の金銀植事務局長からは、日韓協定で放棄したのは外交保護権のみであるという従来の日本政府の見解に矛盾する判決を国際的に追及するという提起があり、原告全員が控訴することを宣言されました。記者からの、最高裁判決に対するどう闘うのかの質問には対して島田弁護士は、「最高裁は『対人主権』といふ考え方で説明したが、国家間の条約では重大な人権違反となる権利の放棄はできぬ」という法理で、判例を覆していく」と決意を述べられました。

【鬼気迫る本社抗議】

既に退社時刻になつたのか、三々五々通り抜けていく社員を横目に、警備責任者は、「まず構内から出てください」と繰り返し仁王立ち。しかし、韓国のヘルモニは強い。孫のようになだめ、取り囲み、引っぱり回し・・・支援の私たちは半ば唖然とし、シユプレヒコールを繰り返す。どうとう、担当者は「文書で申し入れしてください」と辛うじて逃れたものの、文書への回答は「今は会えない」というもので、原告たちを先頭に会社本部を目指し押し合いへし合ひし、さらに百m程前進し、玄関前に座り込み。

この声を直接ぶつけようと、全員が直ちに、不二越本社正門に駆けつけました。午後五時前、私たちが到着したときには、既に、原告たちは、正門から五十m程直進した構内に座り込み、警備の担当者に対して「裁判所は事実を認めた。社長に会わせろ」と迫っていたところ。私たちも、社員証を見せると迫る警備員に「はい。はい」ととぼけながら、これまで何度も掛け合つても入れなかつたという不二越構内に堂々と入りました。五・六人の警備員では多勢に無勢で

オロオロするばかりという感じ。気が付けば、正門や構内は、今年になつてピカピカに改装されているということで、いかにもモウカッテマスと開き直つて見えるように見え、判決への怒りがさらに燃え上がるばかり。

既に退社時刻になつたのか、三々五々通り抜けていく社員を横目に、警備責任者は、「まず構内から出てください」と繰り返し仁王立ち。しかし、韓国のヘルモニは強い。孫のようになだめ、取り囲み、引っぱり回し・・・支援の私たちは半ば唖然とし、シユプレヒコールを繰り返す。どうとう、担当者は「文書で申し入れしてください」と辛うじて逃れたものの、文書への回答は「今は会えない」というもので、原告たちを先頭に会社本部を目指し押し合いへし合ひし、さらに百m程前進し、玄関前に座り込み。さあ出てこいと睨み合い。既に日も暮れ、照明が次々と消える中、担当者はついに警察を呼ぶと叫ぶ。これには原告たちも「警察を呼ぶなら、ここにいる給料泥棒を捕まえてくれ」と黙つていい。膠着状態のまま、しばらくして遠巻きに歩いてきた四名の警官は、さすがに強権発動とはいかない。

原告団、補推協、支援の協議の中で、明日

改めて話すとの提案に対して、納得はいかないものの、次の集会も始まるということ。で明日に期し退くことに。

この間、二時間半、原告たちの底力は、最高裁判決を踏襲しながら、企業への「付言」すらしなかつた判決を、糾弾し、自ら補おうとする粘り強い行動であり、頭が下がる思いでした。私は、この行動に参加できましたこと感謝し、改めて責任の重さを確



(9月19日)

不二越本社構内で総務課長と対峙する原告と支援者たち

【報告集会】

午後七時からのサンシップ富山での報告集会は既に半ばとなつていて、前半の判決への見解などは他の報告に譲りますが、各地からの報告では、司会者からの、最高裁判決でのサ条約の恣意的解釈を攻め口にして希望を見出せること、名古屋での判決に向けた多岐に亘る取り組み、全国ネットによる国際舞台での取り組み、今回判決で事実認定をしたことを活すことが必要などの、提起が印象に残りました。

【献花・追悼式】

翌日午前八時前、不二越正門は完全に閉鎖。社員は社員証を提示しないと入れない。会社役員らしい車も、トランクも裏門の方へ。昨日の担当者はどうだと言わんばかりにフエンスの向こうで反り返り。こちらは横断幕を張り巡らせ、ビラ配布とマイクでの訴え。従業員の足が途絶えたところで、構内の片隅にある「勤労の碑」(第一次訴訟の和解の結果建立)に原告たちが献花。こでも不二越は、二名毎に入れと言う。なにかにつけ潔くない。「ようこそ」の看板が泣いている。道路から見えた石碑は、世間に背を向けるように碑文は見えませんでし

た。

続いて、正門に祭壇を設け、三名のハルモニの遺影を掲げ、不二越に強制連行され亡くなられた方、裁判中に亡くなられた方への追悼式が當されました。遺影の中に、姜徳景(カン・ドクキヨン)さんの懐かしい顔があり、生前の姿や描かれた絵が思い浮かび、今は亡き方々を偲び、一刻も早い解決を誓いました。

昨日の抗議に続き、再度社長への面会を求め、李団長と北陸連絡会の新谷さんが構内で交渉。今回最後に出た回答は、「遠い将来とも会えない。判決については検討している。」という素っ気ないものでした。それでも、原告たちを囲み、正門前でがんばろうのこぶしで記念撮影。金沢での再会を誓い、富山を後にしました。

駆け足で見た富山は、不二越を狙つての空襲の跡を思わせる「平和通り」、富山城・県庁の周辺の石碑、不二越周辺の町並みと、この街も戦争の痛みの上にあることを思い知らされました。原告・弁護団の皆さんご苦労様でした。富山や全国の皆さん大変お世話になりました。



不二越判決行動に参加して

花房恵美子

不二越第二次訴訟の判決の場に立ち会うことはつらいことだが現場で見届けなければいけないと、半ば責任感に背中を押されて富山入りしました。

結果は、学ばされ、考えさせられる「との多

い日となり、行つて良かったと思います。

判決言い渡し前、午前中に時間があったので原告団長・李B(イ・B)さんと話ができました。

第一次訴訟を牽引した春川の故金景錫(キム・ギヨンソク)さんの指導を離れ、原告団自ら韓国の支援団体を選んだことが、原告た

ちの自己決定感情を高めただけではなく、原告団の結束も固めました。その一方、責任者である李Bさんはその「決定」の責任感を背負っていることを知りました。「迷惑をかけられない」「最後まで闘う責任がある」「頑張らなくてはいけない」…と何度も話されたとか。

判決前の緊張感のなかで「自分の」と言つておられない」「負けるわけにいかない」「東アジアの平和のためなんだから」「引くわけにはいかない」と話続ける彼女のそばで、「そ

んなに責任を背負わないでください。切ないです。」と泣くことしか出来なかつた自分に情けない思いでした。

判決後直ちに不二越への抗議行動が行われました。(詳細は1-3頁、「記事参照」)この行動の後の原告たちの晴れ晴れとした表情をみてみると、何度も韓国で原告団会議や説明会を開き、説明と意思確認をしてきた弁護団と北陸連絡会、サポートしつつ共に戦ってくれる韓国の若い人たちの存在に原告ハルモニたちがどれだけ励まされ、希望を見出してきたのかを想像することが出来ます。

一身に責任を背負つていた李Bさんの誇りに満ちた美しい顔も印象的でした。

関釜裁判関係で来日できたのは羅(ナ・H)さんだけで、金丁(キム・J)さんは足痛とペーキンソン病が悪化し、朴(パク)・ヒ(ヒ)さんは体調が悪く来日できませんでした。成(セ)さんも、足が弱つても気持ちは元気な柳(ユ)・T(ト)さんは「何度も負ける話は聞きたくない」と、来日されませんでしたが、「どうだったか?」電話があり、「裁判してもダメだと家族に話をしたら、孫に、『十年以上何度も日本に行つて、色々を回つて、楽しい思

をしたんだから良かつたじやないか!』と言われて、本当にそうだと思っていました。今度はあんたたちが韓国に来なさい!」朴(パク)さんは日本語が読めるので、判決記事他を送つていたのですが、「悔しくてたまらない!富山に行きたくても体が悪くていけない!…と電話して来られました。恨を行動で晴らすこと)が出来なかつた原告たちが心配です。

前進していかのよみえる戦後補償運動の歩みは、逆風のなかで前に進むことをあきらめなかつた人々の力によつて支えられていることも実感しました。

不二越の裁判支援はもちろん、名古屋三菱女子勤労挺身隊訴訟の支援団体も毎週金曜日に東京三菱本社前抗議行動を行つてゐるそうです。さらに現在進行中の戦後補償裁判、国連・ILOなど国際機関や国際世論に訴える運動など。そしてなにより、韓国での被害者たちの闘い…。

今回は、原告団・太平洋戦争被害者補償推進協議会のかたたちの氣力あふれる創意的な闘い、弁護団の活躍、北陸の皆さんのが献身的な支援活動には勇気付けられました。

原告団のパワーはいまも身近に感じています。原点を思い出させてもらつた感じです。

裁判を傍聴して

安倍妙子

私は傍聴席の抽選に落ちましたが、遠方からであるという事と原告者達を身近で見守る医療従事者としての役割を頂いて、前方列の傍聴権を譲っていました。

「開廷中に誰も倒れませんように」準備された人數分のペットボトルを椅子の横に携えて、私の目は役目どおりずっと原告たちの表情を追っていました。

入廷後、原告代表の李 B.さんは一人の被害者の遺影を抱いて原告席に、その後ろには残り五人の原告と亡き原告の家族が遺影を抱いて裁判長たちの入廷を待ちました。裁判官たちが入廷し写真撮影が始まると同時にざわめきがなくなり、法廷内はシャンターを押す微かな音だけになりました。原告たちは身体を揺らさず、とても落ち着いて座っていました。李 B.さんが大きく目を開けて姿勢正しくしっかりと前を向いているのが印象的でした。

午後二時過ぎ、裁判長が静かに判決を言い渡しました。「主文、原告側の請求をいずれも棄却する」誰も何も音を出さず、ただ裁判長の声だけが静かに流れました。この時李 B.さんの目は閉じられ、時々支える遺影がかすかに動きましたが、裁判長の読み上げる言葉

を見えました。

「勧誘者の欺罔で、勤労挺身隊に参加したもとの認められ」「強制連行されたというべきである」という文言が耳に入ると、李 B.さんは時々開眼し、口元をきゅっと閉めて空を見つめるような様子をしていました。身体」と耳を傾けて通訳者の言葉を介して聞いていたハルモニ達の前方で、李 B.さんは全ての言葉の意味が理解出来ているのだなとの時傍聴席から私は確信したのでした。

判決が言い渡されて裁判長たちが退廷するまで五分しかかかりませんでした。後ろ向きになつた裁判官達にNさんが叫ぶような声で訴えました。

「裁判長！あんまりじやありませんか、原告の訴えを認めてください！」

「この判決では納得できません！」「もう一度法廷に戻つてください」

傍聴席ギリギリの境界柵まで詰め寄つて声を上げるNさんに続いて、私たち傍聴者も次々に声を上げました。

「不当判決だ！」「恥を知れよ」「恥ずかしいよこんな裁判」「歴史を正しく見たといえるのか」「もう一度戻つてこいよ！」それまで遺影を抱いて口をつぐんでいた李 B.さんが、この時初めてその声を上げて言いました。「この裁判は無効です！あなた達、も

う一度ここに戻つてきなさい！」

そして遺影を両手で高く掲げて言いました。

「この遺影を見なさい！あなた達はこの人たちに恥ずかしくないのか！こんな間違った裁判をして良心はないのか！」首を大きく横に振りながら、法廷内に残つてゐる裁判所の職員達に向かつて怒りを表しました。

全〇さんは白いポリ袋を掲げて、韓国語で叫びました。その言葉の正しい解釈は韓国語を知らない私には出来ませんが、身体の揺れや手の動きから、この日の朝に聞いていた全〇さんのお話、「不二越の社長の片足でもちぎ取つて韓国に持つて帰つて川に流してやる」と言つていたのと同じ内容である事が容易に想像できました。全〇さんはそれほど身体全身で怒つていました。



遺影を抱き、抗議する李 B.さん
(9月19日富山地裁前)

羅 H さんは、杖で身体を支えながら職員に詰め寄っていました。羅 T さんも、安 K さんも同じでした。この五人のハルモニ達の後ろで、崔 H さんと、遺族の金 M さんが二人少し離れた位置で静かに哀しそうに立っているのが印象的でしたが、後々に、この崔 H さんが不二越敷地内での抗議に大健闘なさつたと知り、怒りの表現には人それぞれの味があるのだという事を、その話を聞いた時に強く感じました。

裁判所の職員の中で目を赤くして泣き顔になっている人を見つけましたが、この人は後に通訳者ではないかと思いました。他の職員達も直ぐに立ち去る事をせず、むしろ身動きする事が出来ずにただ黙つて立ちすくんで私たちの抗議をじっと聴いているような印象でした。

いつまでも原告も職員達も退廷しない長い時間が流れているようで、羅 T さんの手を引いてようやく外に出た時、声高く書くシユブレビコールが裁判所の前で挙がっているのを聞いて、この裁判が終ったのだとやつと私は実感をしました。

原告たちは最後まで誰も倒れず、力強く不當判決の抗議を続けました。

争っていた人数分の水は役に立つ事もなく、記者会見場へと急ぐ原告たちと共にバスの中の袋に戻されたのでした。

羅 H さんは、杖で身体を支えながら職員

に詰め寄っていました。羅 T さんも、安 K さんも同じでした。この五人のハルモニ達

の後ろで、崔 H さんと、遺族の金 M さんが二人少し離れた位置で静かに哀しそうに立

つていていた。崔 H さんが不二越敷地内での抗議に大健闘なさつたと知り、怒りの表現には人それぞれの味があるのだという事を、その話を聞いた時に強く感じました。

裁判所の職員の中で目を赤くして泣き顔になつていていた人を見つけましたが、この人は後に通訳者ではないかと思いました。他の職員達も直ぐに立ち去る事をせず、むしろ身動きする事が出来ずにただ黙つて立ちすくんで私たちの抗議をじっと聴いているような印象でした。

いつまでも原告も職員達も退廷しない長い時間が流れているようで、羅 T さんの手を引いてようやく外に出た時、声高く書くシユブレビコールが裁判所の前で挙がっているのを聞いて、この裁判が終ったのだとやつと私は実感をしました。

原告たちは最後まで誰も倒れず、力強く不當判決の抗議を続けました。

争っていた人数分の水は役に立つ事もなく、記者会見場へと急ぐ原告たちと共にバスの中の袋に戻されたのでした。

韓国訪問報告——原告団会議に参加して
(五月一十七日から三十日まで韓国訪問し、二十九日の不二越訴訟の原告団会議に参加しました。H.P.には全文載せますが、紙面の都合で原告の様子だけお知らせします。花房恵美子)

原告団会議は原告が十一人、弁護団から菊弁護士、太平洋戦争被害者補償推進協議会から四人、北陸連絡会から二人、関釜から二人、通訳と総勢二十二名の会議となりました。

会議は四月一十七日の中国人強制連行裁判の最高裁棄却判決を受けて厳しい情勢の中で、北陸連絡会が経過報告と日本側支援者としての決意を述べ、李 R さんが原告を代表して挨拶をされ、さらに韓国支援団体を代表して金銀植さんが韓国における支援法案の内容と成立をめぐる状況などを話され、判断に向けての行動提起をされました。そのあと菊弁護士が日本の裁判の仕組みを詳しく説明されました。

羅 H さんは腰痛で、認知症がすんでいる朴 L さんも、朴 S さんも体調が悪く参加できず、木浦の成 S さんも不参加でした。(後日、朴 L さんと金 J さん)だけが参加されました。

翌日の三十日朝、釜山に帰る柳 T さんをソウル駅まで送り、関釜裁判の「慰安婦」原告・李順徳さんの入院している永登浦の聖母マリア病院に向かいました。(彼女はベッドから落ちて、あばら骨にひびが入つて入院していました)受付で病室を尋ねると、昨日退院したとのこと。あわてて引き返し、ようやくウリチブに着き、李順徳さんとの再会を喜び合いました。ハルモニがウリチブで穏やかで安らかに暮らしておられるとはすぐわかりました。気持ちのいい風が家を流れ、静かで素敵な居住空間でした。一緒にご飯を食べ昼寝までしていたら、水曜デモに出られたソン先生と吉元玉さんと李容洙さんが帰つてこられました。李容洙さんはますます若く、元気で、オーラがでているようでした。

夕方、柳 T さんと三人で L さんの家に行きました。ディ・ケアサービスから帰った朴 L さんは私たち三人の訪問を本当に喜んでくれました。

「花房(俊雄)さん。痩せたね。」「恵美子さん。太ったね」「いつ(日本に)帰るか?」この三つが二時間くらいの滞在時間に繰り返されました。連れ合いのハラボジはほとんど困っている様子でしたが、早めに仕事を終えて帰宅したお嫁さんは、はじめて聞いたようにおけるつとしていて感嘆しました。ディケアサービスも L さんの自尊心を傷つけないよう、働きに出ることになつていて、L さんは生活費の支援をしていると思っておられました。

判決の問題点と今後

花房俊雄

はじめに

不二越第一次訴訟が最高裁で和解したのが二〇〇〇年。翌年閔釜裁判が広島高裁判決で敗訴した直後、不二越女子勤労挺身隊原告の朴う〇（パク・ス〇）さん、柳T（ユー・

T）さん、朴う〇（パク・ス〇）さんが「国を相手にしても勝てないから、企業を相手にしていきたい。」と訴えた。支援する会はその訴えを受け止めて、不二越相手に最高裁和解に準じた解決の交渉を持ったが、

不二越企業は和解を拒絶した。背景にアメリカ・カリフォルニア州議会で一九九九年に成立した向こう一〇年間の時効を猶予したヘイデン法に基づく訴訟で、必ずしも在米日本企業が敗訴しないことが明らかになつたことがある。

韓国の江原道遺族会と光州遺族会に申告した女子勤労挺身隊達等と合わせて二二名が第二次不二越訴訟を起こしたのが一〇〇三年四月であった。四年余を経て富山地裁の敗訴判決が下りた。閔釜裁判の原告たちにとっては深刻で、共に来日することが困難であった。

八月ソウルで開かれ原告団総会に出席した柳Tさんは、弁護団から勝訴の可能性が少ないととの報告を受けて四度目の敗訴の場に立ち会う気力を喪失して来日されなかつた。

今回来日した原告は元女子勤労挺身隊六人と亡き原告の夫一人であつた。原告のうち元気に来日できたのは三分の一に満たない。福山のTさんの報告通り判決後不二越に乗り込んだ原告たちは、二二名の原告たちの怒りと悔しさを抱つたかのとく不二越中心部に向けて突入していく。その燃えるような闘いぶりは支援者たちの心をわしづかみにする迫力に満ちていた。

さて判決文の検討に移ろう。

◆判決の内容

第二次不二越訴訟は不二越企業と国を相手に未払い賃金月額三〇円×労働従事月数〇〇万円、ならびに公式謝罪を求めたものである。閔釜裁判の原告たちはすでに国を訴えていたので不二越企業のみを被告とした。

弁護団たちがもつとも努力した事実認定に関しても、判決は、

「本件勤労挺身隊らは、勧誘者からの欺罔または脅迫により、勤労挺身隊に参加したと認められ、強制連行されたというべきである」

に比して過酷なものであり、これに対しても賃金が支払われる」ともなかつたこと、寮における生活についても、戦時中とはいえ、十分な食事を与えられるこどもなく、衛生環境も良好であつたといえず、外出は制限され、手紙も検閲されていたことなども認められ、「これは強制労働であつたというべきである」と国と不二越の不法行為を認定した。

だが原告側の訴えは、サンフランシスコ平和条約・日韓請求権協定により原告たちに裁判を起こす「権能が失われている」として棄却された。

判決で展開された論理は、今年四月二七日最高裁が西松建設・中国人強制労働訴訟を「日中共同声明で中国政府は中国国民の請求権を放棄した」との判断で原告敗訴とし、同訴訟にとどまらず全ての戦後補償裁判に「サンフランシスコ条約・二国間条約で解決済み」と強制連行・強制労働被害への慰謝料各五〇〇万円、ならびに公式謝罪を求めたものである。閔釜裁判の原告たちはすでに国を訴えていたので不二越企業のみを被告とした。

忠実に踏襲したものである。要約すると「すなわち、サンフランシスコ条約は日本国と連合国四八カ国との戦闘状態を最終的に終了させ、将来に向けてゆるぎない友好関係を築くために双方の国と国民の請求権を放棄した。すなわち平和条約の目的達成の妨げになる被害者の民事裁判による権利行使を封じたのである。その後の二国間条約はサンフランシスコ条約の枠組みでなされ、日韓協定一

条で日韓両国及び国民の財産、権利、利益のみならず請求権も完全かつ最終的に解決された。「...」でいう請求権の『放棄』とは請求権を実態的に消滅させることまで意味するのではなく、当該請求権につき裁判上訴求する権能を失わせるにとどまると解するのが相当である』となる。

請求権は消滅したのではなく実態としてはある。しかし裁判で行使することは出来ない、すなはち『訴える』ことができない請求権』といふ理解困難な主張で棄却したのである。この判決の背後には日本政府の請求権を巡る『都合主義的な混迷と変節がある。

◆請求権をめぐる日本国の主張の迷走と最高裁判決の問題点

①そもそも日本政府は一九六五年日韓協定締結以降、同協定により韓国人に対する戦後補償問題は完全に解決済みと主張してきた。②ところが被爆者やシベリア抑留者等日本人の戦後補償要求で、サンフランシスコ平和条約や日ソ共同宣言で請求権を放棄した日本政府に矛先が向けられると、日本政府は「日本国民の請求権放棄」は外交保護権のみ放棄したのであり国民の請求権は消滅していないと裁判所や国会で答弁。

③その後韓国人の戦後補償裁判が始まり、右の答弁を引用しての日韓協定に関する国会質

間に一九九〇年代はじめ日本政府は、『日韓協定は外交保護権の放棄であり、個人の権利を国内法的に消滅させたものではない。『財産、権利、及び利益』については措置法で國內的に消滅させたが、『請求権』はこの限りでない。請求権に関する韓国人が日本の裁判所に訴訟を提起できる。請求が認められるか否かは裁判所が判断することである。』と答弁（＊後述の政府答弁を参照ください）

④一九九九年へイデン法の成立によりアメリカの元捕虜やアジアの強制労働被害者がアメリカの裁判所に続々と訴えを起こす事態に、日本政府はこれまでの見解をかなぐり捨て、サンフランシスコ条約ならびに『国間条約』で個人の請求権は放棄した』と主張してアメリカ政府に強力なロビー活動を展開した。テ

リカ政府は日本政府の主張を受け入れ、司法省を通じて裁判所に強い申し入れを行い、『サンフランシスコ条約で解決済み』を基調にして、ことごとく訴訟を棄却させた。

⑤一方国内の戦後補償裁判で国側の国家無

答責や時効・除斥の主張が下級審で覆されていく事態に直面し、サンフランシスコ条約、二国間条約で請求権に関する問題が解決済みであるとし、『韓国民が『請求権』をどのように法的に構成して、日本国及びその国民（企業）に請求しても、日本国及びその国民はこ

れに応ずる法的義務がない』と主張し、從来の裁判所の判断にゆだねるという説を覆したものである。

⑥一方韓国政府の日韓協定に関する見解は、『韓国民の財産権は消滅したが、重大な国際法違反の人権侵害に伴う請求権は消滅していない。請求権協定で議論されていない日本軍『慰安婦』問題の解決は引き続き日本政府に誠意ある措置を要求する。』というものであり、同じく議論されなかつた女子勤労挺身隊問題も解決済みではありえない。

⑦日中共声明には個人の請求権の放棄は記されていない。中国政府も「個人の請求権放棄していない」と主張している。

⑧サンフランシスコ条約の締結に当たってもオランダ政府は「請求権の放棄は外交保護権を使用できないとのことであり、オランダ国民は日本政府や日本国民を相手取つて日本の裁判所に提訴できる」とする解釈をしていたのである。

⑨こうしたことの全てを知りながら最高裁判所が、サンフランシスコ条約、日中共声明で解決済みとして戦後補償裁判の命脈を絶つ判決をしたのは、まさに正義と公平にもとる判決であるといわざるを得ない。日本政府の主張に完全に迎合する政治選択を最高裁は選択したのである。その最高裁判決に愚直に従つたのが今回の富山地裁判決であった。

◆今後の課題

ブッシュ政権が日本政府のロビー活動を受け入れたのは九・一以降の「テロとの戦い」に入りした時期で、政権内のネオコン全盛の時代であった。その後、選挙で上下院とも野党民主党が多数派になり、ブッシュ政権内からネオコンが退場するに及んで、日本軍「慰安婦」決議がアメリカ議会で決議されたのはつい最近のことである。

一方、最高裁が西松建設訴訟の高裁判決を覆し、「請求権の放棄」で弁論を開くことを決定したのは今年の一月で、安倍政権の発足を見守つてからである。日本のネオコンが政権中枢を占める時代の空気を読んだかの「とき」決定であった。その後、参議院選挙で与野党逆転、安倍首相の退陣、ネオコンの政権中枢からの退場と日本政治の潮流の流れが大きく変わり始めた。

名古屋高裁金沢支部に移つての今後は、「日韓協定で請求権を放棄」したとする一審判決との闘いになる。韓国の支援者は「韓国で公開された韓日条約関連文書の中の請求権に関する箇所を日本語訳して、日韓の共同研究で『請求権放棄論』を覆していきたい」と提起があった。

法廷内での闘いと併に決定的に重要なのは、これまで野党共同提案の議員立法「真相究明法案」や「慰安婦」問題解決促進法案をはじ

めとした立法化に向けての活動や、韓国と連携した「遺骨返還・真相究明」運動などの活性化を通して、近隣諸国との対立から和解へ、狭小なナショナリズムから北東アジアの平和へと世論の転換を推し進めていくことであろう。(以上、判決に立会い、原告被害者たちの尽きぬ怒りと悔しさを肝に銘じて書きました)

九月十九日朝日新聞より

*政府答弁(一九九二年一月二十六日
衆議院外務委員会)

◆不二越訴訟をめぐる経過◆	
65年6月	日韓国交正常化、日韓請求権協定を締結した。政府は「請求権問題は完全かつ最終的に解決された」と見解。
91年8月	政府が「日韓請求権協定は個人の請求権そのものを消滅させたというのではない」との見解を明らかに
92年9月	韓国人3人が不二越を相手取り、未払い賃金や賃金の支払いなどを求めて富山地裁に提訴(第1次訴訟)
96年7月	富山地裁が、消滅時効と除斥期間を理由に原告の請求を棄却する判決
98年12月	名古屋高裁金沢支部も、消滅時効と除斥期間を理由に控訴棄却の判決
00年7月	最高裁で和解が成立
03年4月	韓国人22人が、国と不二越を相手取り、富山地裁に提訴(第2次訴訟)
05年11月	原告の本人尋問開始(結果までに原告3人が証言)
06年12月	原告側の証人の大学教授が、「国際法の観点から『国際法上、重大な人権侵害については時効はない』と証言
07年3月 同4月	第2次訴訟が結審 最高裁が中国人強制連行訴訟で原告側の請求を棄却。 事実の認定はして、教訓の必要性に言及。 最高裁判決を受け、富山地裁が原告側に和解を打診
同7月	不二越が「金銭を伴わない和解なら検討する」と回答し、和解が決裂

御判断によるということです。ただ、これを裁判の結果どういうふうに判断するかということは、これは司法の方の

強制動員真相究明ネットワークの活動

真相究明ネット事務局長 福留範昭

遺骨問題への取組み

一〇〇四年一二月に鹿児島県で行われた小

泉純一郎首相(当時)と盧武鉉大統領の首脳会談による合意によって、日韓で朝鮮人の遺骨問題への取組みが開始された。日本政府は、企業の一部、地方自治体、仏教団体などに情報提供依頼を行い、昨年までに一七二〇体の遺骨の所在が確認された。現在、遺骨の所在確認調査は、仏教宗派を中心に行われており、今年五月末には全日本仏教会等を通して、さらに五〇〇体以上的情報が日本政府に提供された。

日韓政府は昨年末、厚生労働省が管理する祐天寺の遺骨(軍人・軍属)の韓国の遺族への送還を決めた。まず、韓国の本籍が確認されている一四一体の遺骨の返還が、今年二月に計画された。韓国側(強制動員真相糾明委員会)は、一二三遺族が遺骨の受取りを望んでいることを確認しているが、現在まで進展が見られない。日本側が、北朝鮮に関する六者会談等の理由で、協議を続けて延期しているためだ。

今後予定されている日韓協議では、追悼行事、遺族の日本招請、弔意金、DNA鑑定の

可否などについて協議される予定だ。今回の取組みでの最初の遺骨返還は、来年初めになると見込まれる。日本の軍需関連の工場・土木現場、そして炭鉱などの強制労働犠牲者の遺骨の返還については、まだ具体的な議論がなされていない。

このようなか、真相究明ネットでは、日韓の政府関係者との話し合いを持つてきた。日本政府には、犠牲者の遺骨の調査結果の報告、厚生年金名簿や供託金名簿の開示要請などを行った。韓国の糾明委員会の事務局長や担当者は、情報交換を行った。そして、遺骨返還を促進するために、一〇〇六年に多くの市民団体と協力して、「韓国・朝鮮の遺族とともに「遺骨問題の解決へ」全国実行委員会を結成した。

全国実行委員会は、昨年七月末から八月にかけ、韓国から二四名の遺族を招請して証言集会を開催した。東京での全国集会をはじめ、南は鹿児島から北は北海道猿払村の全国一七か所で集会が持たれた。その主要な目的は、遺族の話を聞くことで、強制動員の被害が現在も持続していることを伝えること、そして日韓に遺骨問題で「顔と顔」が見える関係を築くことだった。

この行事を通して、遺骨返還は遺族に遺骨を単にお返しするだけでなく、死亡にいたる経緯を可能な限り説明する必要性が痛感された。それによって、確認されてい

た。そして、今年は会を全国連絡会に改め、曹洞宗を中心に遺骨調査が進められている飛弾神岡・高山を選び、事前調査を行った。その後7月末に、地域の人々によって遺族に遺骨を返す体制をつくりこととその経験を全国で共有することを目的に、飛弾市で神岡鉱山の強制動員に関する学習会とファイールドワーク、そして名古屋市で全国集会を開催した。

韓国から神岡鉱山関係の労働で

亡くなつた金文奉

さんの遺族の金大勝さんと神岡鉱山

の強制労働体験者の金得中さんを招

き、証言をしてい

ただいた。金大勝

さんは、健



遺骨を金大勝さんに手渡す両全寺住職

康が芳しくなく、日韓政府の遺骨返還を待たずに、早く伯父の遺骨を引き取りたいと要望した。したがって、ファイールドワークの過程で、遺骨を安置してきた神岡の臨済宗両全寺で遺骨の引き渡し式を行った。また、その前日には同寺の遺族約三〇名も参加して、法要が営まれた。

事前調査の過程で、神岡市長に死亡者に関する資料の提供を要請した結果、戸籍受付帳が開示された。それによつて、確認されてい

た八一名の犠牲者のうち、五〇名の本籍地が明かになった。その後の調査で、戸籍受付帳は戸籍法の規定によつて、全国で過去のものが多く保存されていることが確認された。受付帳には本籍地が記載されており、これが開示されると遺骨の身元確認が大きく進展する可能性がある。受付帳の業務は地方自治体に法務省が委託する形で行われている。したがつて、真相究明ネットでは、政府に開示を求める活動を展開していく計画だ。

「制運行はなかつた」というキャンペーンが草の根的に展開されており、こうした動きに対抗するためにも、客観的事実の探求とその共存が求められる。

△年ノ月 岩波ノックレント『遺骨の戦後—朝鮮人強制労働と日本』(内海愛子・上杉聰・福留共著)が発行された。今後も、真相究明ネットでは、日本人の戦争犠牲者の遺骨問題も含め総括的に遺骨問題を把握する作業をおこなう予定だ。

強制動員の真相究明

強制動員・強制労働に関しては、一般に知られている知識が、事実と乖離している場合が多い。その理由は、主として次の二点に起因していると思われる。第一は、関連資料を企業や政府が、破棄または隠蔽していることだ。第二は、この問題を対象とする研究者が相対的に不足していることだ。そして、第三は、この問題を扱う人たちが、運動的な立場から、事実を誇張・歪曲して発表する傾向があることだ。現在、日本会議などを中心に「強

一 般に「強制労働の犠牲者の遺骨が、全國の山野や寺院に多く残っている」と言われる。しかし、真相究明福岡県ネットの調査で、筑豊の炭鉱の朝鮮人犠牲者の遺骨のほとんどが、当時企業によって朝鮮に返還されている可能性が高いことが分かった。これは、守屋さんの北海道の企業資料の分析からも裏付けられている。そして、韓国の真相糾明委員会の調査でも、被害認定された犠牲者の遺骨の多くは、当時返還されているという結果が出ていた。

強制動員は、戦争遂行を目的とした動員であり、生産のための目的合理的なシステムとして遂行された側面がある。それゆえ、遺骨の返還をはじめとして、給与、食糧、

制運行はなかつた」というキャンペーンが草の根的に展開されており、こうした動きに对抗するためにも、客観的事実の探求とその共有が求められる。

真相究明ネットでは、このような状況を踏まえ、昨年一月に福岡で「強制運行とは何か」と題して、全国研究集会を開催した。集会では、守屋敬彦さんが、強制動員の「強制性」について、北海道の炭鉱・鉱山企業の内部資料に基づき、時期的に三つに分けて説明した。また、花房俊雄さんが、從来主張されてきた強制動員の犠牲者数（六万多名）が誇張されたものであることを論証した。

事故報告、死亡通知、扶助料、弔慰金などに関しては、一定の企業では規則に基づいて実施する努力がなされたことが、最近明かになりつつある。しかし、炭鉱・鉱山での朝鮮人労働者の逃亡率は、五〇%に近い。これら逃亡者のほとんどが、中小の炭鉱や土木工事の事業所で労働を続けた。当時は、労働力の不足から、これらの企業では身元確認を敢えてしなかつたと思われる。そこで労働で死亡した朝鮮人労働者の遺骨の返還については不明である。また、強制労働者を雇用した土木・港湾関係の事業所での企業による遺骨返還の実態はほとん

握するためには、企業・政府資料の開示が何よりも望まれる。現在それが困難な状況であるので、韓国に居住している生存者への聴き取り、新たな資料の発掘をはじめとした実証的な研究を各地で行う必要がある。真相究明ネットでは、強制動員・強制労働の実態をより明かにするために、東京で一月二十四～二五日に、第一回の全国研究集会を開催する。軍人・軍属の問題、遺骨問題、強制労働問題の三つのセクションで発表と討議がなされる。韓国の真相糾明委員会からも、各セクションに担当の研究者が参加し、発表をする予定だ。

事故報告、死亡通知、扶助料、弔慰金などに関しては、一定の企業では規則に基づいて実施する努力がなされたことが、最近明かになりつつある。しかし、炭鉱・鉱山での朝鮮人労働者の逃亡率は、五〇%に近い。これら逃亡者のほとんどが、中小の炭鉱や土木工事の事業所で労働を続けた。当時は、労働力の不足から、これらの企業では身元確認を敢えてしなかつたと思われる。そこでこの労働で死亡した朝鮮人労働者の遺骨の返還に関しては不明である。また、強制労働者を雇用した土木・港湾関係の事業所での企業による遺骨返還の実態はほとんど把握されていない。

遺骨の問題も含め、強制労働の実態を把握するためには、企業・政府資料の開示が何よりも望まれる。現在それが困難な状況であるので、韓国に居住している生存者への聴き取り、新たな資料の発掘をはじめとした実証的な研究を各地で行う必要がある。真相究明ネットでは、強制労員・強制労働の実態をより明かにするために、東京で一月二四～二五日に、第二回の全国研究集会を開催する。軍人・軍属の問題、遺骨問題、強制労働問題の三つのセクションで発表と討議がなされる。韓国の真相糾明委員会からも、各セクションに担当の研究者が参加し、発表をする予定だ。

『戦時下支那渡航婦女の記』②

(関釜裁判二ユース52号より続く)

平尾弘子

〔三〕国外移送・国外誘拐罪

日本から女性をだまして慰安所に連行する行為を旧刑法の「国外移送・国外誘拐罪」(現在の国外移送目的略取・誘拐罪)で有罪と処罰した日本の司法判決が、現在、一件だけ明らかになつてゐる。

「国外移送誘拐被告事件」と称されたこの事件は、まず大審院現在の最高裁判決(一九三七年二月五日)が発見され、その後、戸塚悦郎龍谷大学法学部教授(國際人権法により下級審判決が見出され、判決文の全容が報告されている。

「長崎地方裁判所判決からわかる」と要約すれば、同地裁は、被告人らが共謀の上昭和七年(一九三二年)に起つた事件について、上海に設置される海軍の「慰安所」で「醜業」に従事させるために日本内地の女性を騙して国外に移送したとして有罪と認め厳しく处罚した(判決の言い渡しは事件発生から四年後の昭和一年(一九三六年)二月のことである。また、長崎控訴院は、刑期を短縮したものの、基本的にこの地裁判決を支持した。)〔戦時女性に対する暴力への日本司法の対応、

その成果と限界】戸塚悦郎 季刊戦争責任研究第一〇〇四年春季号、一〇〇四年夏季号)
前掲報告によれば、十五名の被害者は、全て長崎県在住の日本人女性で、連行の手口は、いずれも甘言をうしての就業詐欺行為であった。すなわち、上海での労務が、「醜業」であることを秘し、食堂の女中や女給、仲居等の職をあつせんするとして言葉巧みに海外に移送した後、海軍指定慰安所で性行為を強制した。

長崎地裁判決(一九三六年一月十四日)の直後に白銀の首都を血で染めた「一二六事件」が勃発している。軍部台頭の時代背景から言えば、女性の尊嚴に与した極めて良心的な判決と言えよう。

しかし、日本軍「慰安婦」制度の核心に当たる箇所は、この判決でも言及処断されることとなかった。

「国外移送誘拐被告事件」は、そもそも上海事変後、同地に開設された「く初期の段階の海軍指定慰安所に長崎の女性を騙して移送したケースである。当然、推測される軍との共謀関係には、一切、触れられておらず、軍関係者の訴追も行なわれていない。

福岡の新聞調査チーム(第一章参照)では、戦前の日本の司法府で日本軍「慰安婦」制度について唯一、处罚判決を言い渡した地が長崎であり、また近代、「からゆきさん」と言われた海外渡航女性を多く輩出した県でもある

ことから長崎新聞の調査も行なうこととした。調査の過程で特筆すべき事実が浮彫になつてきた。

「国外移送誘拐被告事件」の被告人は十名であるが、その内の首謀者二名は、両名とも当时、長崎市会議員を務めていた。大審院で上告が棄却され、有罪が確定した時点でやつと市会議員の職を失格している。(長崎新聞夕刊)一九三七、三、七

底辺で手を汚す業者だけが網にかけられたと推測していたが、軍と業者を仲介する議員の存在もあつた訳だ。もちろん当時、貸座敷業者等が政界に進出し、既得権を保持しようとするような動きもみられ、この両名は、議員と接客店経営両方を兼ねていたのかもしれない。

長崎新聞(一九三七、三、七夕刊)に拠れば、長崎市会議員藤田稔、同岡崎安太郎両名は、一九三〇年秋、相携えて上海の魔窟街を見物し、同地に日本婦人専門の魔窟街を造ることを思いつき、上海事変後、その鎮静を待つて上海に渡つたとある。

長崎市会議員一名が相携えて事変後、上海を訪れた時点では、上海派遣軍と何らかの形で接触があつたのではないか。
この事件に対し、大審院で有罪が宣告された一年後、内務省警保局と陸軍兵務局から相次いで「支那渡航婦女」に関して、通牒が発せ

られている。(内務省警保局通牒「支那渡航婦女の取扱いに関する件」一九三八年二月二十日)(陸軍兵務局兵務課通牒「軍慰安所従業婦等募集に関する件」一九三八年三月四日)軍も内務省も「軍慰安所従業婦」募集に関し、深刻な問題が生じてゐることを把握していた。

陸軍省兵務局兵務課起案

〔軍慰安所従業婦等募集ニ関スル件〕

一九三八年三月四日

紀元庁(課名)兵務課

軍慰安所従業婦等募集ニ関スル件

陸支密

副官ヨリ北支方面軍及中支派遣軍參謀長宛
通牒案

支那事変地ニ於ケル慰安所設置ノ為、内地ニ
於テ之之力従業婦等ヲ募集スルニ當リ故ラニ軍
部諒解等ノ名儀ヲ利用シ為ニ軍ノ威信ヲ傷ツ
ケ且ツ一般民ノ誤解ヲ招ク虞アルモノ或ハ從
軍記者、慰問者等ヲ介シテ不統制ニ募集シ社
会問題ヲ惹起スル虞アルモノ或ハ募集ニ任ス
ル者ノ人選適切ヲ欠キ為ニ募集ノ方法、誘拐
二類シ警察当局ニ検挙取調ヲ受クルモノアル
等注意ヲ要スルモノ少カラサルニ就テハ将来
是等ノ募集等ニ当リテハ派遣軍ニ於テ統制シ
之ニ任スル人物ノ選定ヲ周到適切ニシ其实施
ニ当リテハ關係地方ノ憲兵及警察当局トノ連
繫ヲ密ニシ、以テ軍ノ威信保持上並ニ社会間

題上遺漏ナキ様配慮相成度依命通牒ス

陸支密第七四五号 昭和拾参年參月四日

通牒の文言に即せば、これ以後、軍は憲兵
及び警察との連繫を密にして、本格的に日本軍
「慰安婦」募集の統制に乗り出そうとしてい
つた。

(四) 女性へ大陸に進出せよー新聞広告の

陥穽

体の線も鮮やかに華麗なチャイナドレスに
身を包んだ女性の後ろ姿が、新聞の紙面を飾
つていた。中国人女性かと思えば、新聞の見

出しには、「晴れの会場として登場した東亜
俱楽部、サーヴィスガールは殆ど筑後むすめ」と大書されている。南京陥落後の南京の夜を
彩るこの女性たちの多くが、「福岡の田園地帯
筑後の出身であるという。(一九四〇・三・二
十一福岡日日新聞)

「東亜俱楽部」は、南京における在外領事
館職員や中国側要人の夜の社交クラブとして
蒋介石の国民党政府が使用していた建物を、
日本軍が占領後、接収して使用したものであ
る。

福岡は、地理上、大陸の玄関口に位置し、
日本の東アジア進出への足場となつた地であ
る。また、国内有数の採炭地を抱え、石炭産
業の隆盛は、風俗営業の隆盛もたらした。
しかし、日中戦争が長期化の様相を呈し始め、

青壯年男性が兵役に召集されていくなかで、
国家総動員体制へ邁進し、国内の歓樂街は、
段階的に縮小されていった。このような背景
のなか、占領地が拡大するにつれ、接客業婦
たちもまた、続々と大陸へ渡つて行った。

長崎新聞(一九三九・十・十二)には、大連
と長崎を結ぶ近海郵船大連航路淡路丸という
船の長崎港からの乗船客の約半数が、相も変
わらず〈娘子軍〉(2)であつたという記事が、
掲載されている。中国戰線にます、男たちが
投入され、後を追うように女たちも海を渡つ
た。

それは、当時の新聞の求人欄からも伺い知
ることができた。〈外地〉、特に中国の占領地
への女給等の接客業婦の求人が、非常に多い。
一九三九年八月九月の福岡日日新聞の求

人欄には、「女性よ大陸に来れ」「女性へ大陸
に進出せよ」など、〈娘子軍〉一文字通り、戦
いに付き従う娘たちの軍隊といった趣きの勇
ましいスローガンが、紙面に跋扈している。
壳春に充当させる内地の女性を戦地に大量移
送するべく、新聞というメディアがフルに活
用されていることがわかる。

思えば、長崎の「国外移送誘拐被告事件」(第
三章「国外移送、国外誘拐罪」)の場合も、連
行の手段は暴力によるものではなく、あくま
でも高給で有利な就職口を斡旋すると騙して
海外に移送する就業詐欺行為だった。この事

件と同様の被害を惹起するような求人広告を堂々、西日本で有数の発行部数を誇る新聞の求人欄に掲載して「もはばかる」とはない。募集元が〇〇旅館内〇〇と滞在先の宿泊所を指定して募集先の身元が確認できないようにして、調べていくと同じ業者が様々な募集名、募集元を使い分けて微募しているケースもみられた。

なかには軍との関連をはつきりと明示した求人もある。たとえば、一九四〇年の福岡日日新聞の求人欄には、次のような募集広告が出ていた。

●二月二十五日 中支行募集 町尻部隊本部酒保付属第一食堂サービス係嬢数名 年齢一十歳以上三十歳位迄固定給五十円。別収二百円確定。料理〇〇

●六月十二日 急募中支軍人会館行き 女従業員 満二十一歳以上三十歳迄 月給六十円外月収百円以上 健康者の美人を求む。毎月公休二回 旅費支給。

親権者の承諾を要す。委細面談。遠方の方は写真送付。〇〇新聞舗

●九月十一日 海軍指定大食堂女給仕数名急募 中支漢口行月収百二十円位。年齢十歳以上二十四五歳迄。旅費当方より支給します。親の承諾書入用本人面談。

○ ○ 系店

このような募集のすべてが就業詐欺行為と断定することはできないが、法外な賃金や別収を提示しているケースは、文字通りの職務であるのかどうか疑惑が生じる。また、その多くが前借に応ずと

か親の承諾書が必要など身売りや醜業提示している。さながら新聞が、占領地下の人身売買ネットワークの連絡網を呈する観がある。実際、当時、新聞広告に釣られて娘が誘拐されると、いふような事件が頻発していたことは、前述のとおりである。(第二章 大陸の玄関口―門司港参照)

(続く)

～もうひとつ編集後記

前編集長の首都闇便り

七月の暑い日、お茶の水女子大で開かれた、作家の津島佑子さんと申京淑(シンギヨンスク)さんの「公開トーク」を拝聴してきた。

彼女たちが「日韓往復書簡」という体裁でそれぞれに手紙を書いた文芸誌の連載が単行本化された、記念のイベントである。

申さんは一九六三年生まれ、現代の韓国を代表する女性作家。一年前に彼女の自伝的小説「離れ部屋」が翻訳出版されたときに、すぐに買いました。親の承諾書入用本人面談。

田舎の農家からソウルの女子高へ進学、そこ

条件、組合の結成と会社との対立、そしてやはり夜学に通う兄と従姉と狭い部屋で暮らす青春。多感な十代の頃、韓国では朴正熙大統領の暗殺事件、光州事件が起きる。

ともすれば絶望的な気持ちになりそうな中、彼女はそのつらさを担任の教師に訴えると、教師は彼女にそれを文章にすることをすすめる。あふれるように出てきたノートいっぱいの彼女の文章を読んだ教師は、「作家になるといい」と励ますのだ。

小説は、有名作家になつた現在の彼女と、過去の夜学時代の彼女のあいだを往還し、内省的な静けさに満ちた行間には、生きしていくことの真摯な姿勢と、なぜ文章を書かずにはいられないかたかという切実な渴望が伝わってくる。さて、会場では、きまじめな女子大生がそのままおとなになつた、という感じの申さんは、津島さんとの通訳を介したやりとりでも、優しい姉を見るような信頼感を寄せていた。

それはふたりのお話にも随所に表れ、津島さんも申さんも往復書簡という企画で公開の手紙を書いたこと、お互いの国のことを語ることについて、何度も「信頼」「共感」「理解」という言葉が飛び出した。

これはまさに日韓の政治の関係でも同様だろう。歩み寄り、学び、信頼や共感や理解があつてはじめて対等な関係が成立する。文学の世界で軽々と、日韓のわだかまりを超えている、民族以前の文学者同士の心のつながりが、伝わってくる夏の日だった。

在日朝鮮人「慰安婦」宋神道さんの講演会へ！

映画と川田文子さんの講演会へ！

昨年の同時企画で「在日の慰安婦裁判を支える会」梁澄子（ヤン・チンジャ）さんのお話を聞いてから完成を楽しみにしていた、宋神道（ソン・シンド）さんのドキュメンタリー映画『在日朝鮮人「慰安婦」宋神道のたたかい「オレの心は負けてない』』の上映会をこの十一月十二日に行います。

実行委員会で試写会をしましたが、泣き笑いしながら、しみじみ胸に染み入る良い映画です。宋さんの表情の変化、支援者との関係の変化、裁判に負けても自分は負けていないと言える闘いを残してきた宋さんと支える会の誇らしい顔・顔・・・勇気と誇りを感じることの出来る映画です。亡くなつた河順女（ハ・スンニョ）さん、朴頭理（パク・トリ）さん、ウリチブで暮らし水曜デモに参加している李順徳（イ・スンドク）さんの顔が次々と浮かんできて、彼女たちと一緒に自分も画面の中にいるような感じがしました。裁判支援に関わってきた人も、そうでない人にも、多くの人に見て欲しいと心から思っています。また、ずっとそばで宋さんを見守ってきた川田文子さんのお話も是非聞いていただきたいです。

韓国の日本大使館前では九十二年から、水曜デモが被害者を先頭に継続され、広がりをもつていています。それは考えるのも気が遠くなるほどで、十月三日で七百八十一回目となりました。また、アメリカ下院本会議で「慰安婦」謝罪決議が参議院選挙の翌日の七月三十日に採択されました。さらに、世界各国で「慰安婦」問題―日本軍の戦時性暴力・強制売春について現在に通底する問題であるとして議論されています。海外からの包囲の波が

高くなる中で、参議院選挙によつて参議院が与野党逆転したことは、十年間の逆風に耐えてきた「慰安婦」問題の解決を求める運動にとって、光がさした出来事でした。

風向きが変わつても努力をしなければ前に進めず、被害者の声を聞く、届けると言ふ原点に今一度立ち返りたいと思います。

初めて日本軍「慰安婦」被害者が名乗り出で十六年もたち、被害者は高齢化し、次々と訃報が届く中で、元気な被害者は少なくなり、証言する被害者たちの負担も大きいといふなかで、この宋さんの映画完成はその意味でも本当に嬉しいことでした。

切ない」と思ひます。
皆さまの「参加」「協力をよろしくお願ひいた
します。

又、「自分で上映会を企画されませんか？」
http://www.geocities.co.jp/saselukai/eiga/join_yoko.pdfに貸し出し要綱があります。

私たちに課せられた宿題は大きいですが、宋さんと支える会に連なつて、感動と行動の輪が広がる」と切に願つています。
(花房恵美子)

在日朝鮮人「慰安婦」宋神道のたたかい

一 オレの心は負けてない―福岡上映会

11月13日（火）西南学院大学内 西南コミュニティセンター・ホール
映画 1回目上映 16時半から

2回目上映 19時20分から

お話し（川田文子さん）18時10分から19時まで

入場料 無料（会場カンパあり）

主催 全国同時企画2007・福岡実行委員会

共催：西南学院宗教局、「慰安婦」問題と取り組む九州キリスト者の会

第13回人権を考える集い実行委員会

賛同団体：戦後責任を問う・閑釜裁判を支援する会

早よつくろう！「慰安婦」問題解決法・ネットふくおか

活動日誌(2007年4月～10月)

- 4月29日 関釜裁判ニュース52号印刷・発送作業
5月6日 真相究明全国ネット事務局会議(於:神戸)
5月21日 真相究明福岡県ネット第21回事務局会議
5月29日 不二越第二次訴訟原告団会議(於:ソウル)
5月31日 (名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟高裁判決・不当判決)
6月11日 立法ネット会議
6月14日 6.14国会前行動に連帯して IN福岡(天神コア前で12名参加)
6月25日 真相究明福岡県ネット第22回事務局会議
6月27日 (米・下院外交委員会で「慰安婦」謝罪決議採択)
7月2日 「慰安婦」問題学習会(朴裕河著「和解のために」参考文献)
7月3日 「ガイサンシーとその姉妹たち」福岡上映実行委員会・発足
7月26日 「ガイサンシーとその姉妹たち」福岡上映会(於:西南大学)
7月28・29日 「韓国・朝鮮の遺族とともに 遺骨問題の解決へ」2007夏全国
7月30日 真相究明福岡県ネット第23回事務局会議
（米下院本会議で「慰安婦」謝罪決議採択）
8月10日 関釜裁判を支援する会・第152回事務局会議
8月18日 不二越第二次訴訟弁護団(6人)と原告団会議(於:ソウル)
8月27日 真相究明福岡県ネット第24回事務局会議
9月10日 全国同時企画2007・福岡実行委員会・試写会と第2回事務局会議
9月19日 不二越第二次訴訟・富山地裁判決
9月20日 不二越正門前行動、追悼式(於:富山)
9月23日 真相究明全国ネット事務局会議(於:神戸)
9月24日 真相究明福岡県ネット第25回事務局会議
10月1日 (不二越第二次訴訟・名古屋高裁金沢支部に控訴)
10月7日 関釜裁判ニュース53号編集作業

★関釜裁判ニュース53号

2007年10月14日発行
編集作業人 花房恵美子
発行
戦後責任を問う 関釜裁判を支援する会
代表 松岡澄子 入江靖弘

E-mail hanafusa@df6.so-net.ne.jp

年会費 3,000円

郵便振替01740-0-47678

口座名 関釜裁判を支援する会

WEB版関釜裁判を支援する会

ホームページアドレス

<http://www.kanpusaiban.net/>

関釜裁判を支える広島連絡会

土井桂子

関釜裁判を支える福山連絡会

市民運動交流センターふくやま

関釜裁判を支援する県北連絡会

福政康夫

第二次不二越訴訟支援 北陸連絡会

ホームページ

<http://www.fitweb.or.jp/~sksr930>

『在日朝鮮人「慰安婦」宋神道のたたかい

～オレの心は負けてない』福岡上映会

- ◆ とき／07年11月25日(日) 14:00～
- ◆ ところ／福山市中央公民館・ホール
(福山市花園町2-7-2 Tel(084)931-1741)
- ◆ 上映協力券／一般1000円・学生500円
- 主催／日本軍「慰安婦」問題を考える会・福山

編集後記

編集技術が未熟なもので、井上さんや落合さんに助けてもらいながらニュースつくりをしました。やたら時間がかかる割にはいまいちと思いますが、ご勘弁ください。

4月の52号の発行以降、多くのご支援ありがとうございました。皆様の運動が多岐にわたりておられる中でのご支援に心から感謝します。苦しい台所事情は変わりませんが、細々でも動いていきますのでよろしくお願いいたします。
す。(恵)

第2次不二越訴訟 名古屋高裁金沢支部へ

(弁護団声明は関釜裁判のHPにUPしています)